

薬剤師国家試験出題基準改訂部会の留意事項（案）

薬剤師国家試験の出題基準については「薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針」（令和〇年〇月〇日薬剤師国家試験制度改善検討部会）に基づき作成するが、作成に当たり、以下の点について配慮すること。

1. 改訂前モデル・コアカリキュラムで学修した受験生への配慮として、現行試験科目と新試験科目との試験範囲の関係性を明確に読み取れるように、新・旧試験科目の関連性について記載すること。
2. 出題基準の記載内容について、試験委員会における「妥当な出題範囲」及び「適切な問題水準」を維持し、かつ受験者（特に改訂前モデル・コアカリキュラムで学修した受験者）に不利益が出ないために、学修目標を概念理解とする改訂モデル・コア・カリキュラムの書きぶりが従来の出題基準と大きく異なることに鑑み、妥当な書きぶりとなるよう検討すること。
3. 出題基準の記載内容が、大学教育に対してSBOsとしての指標とならない書きぶりとすること。
4. 改訂モデル・コア・カリキュラムに則り、出題基準における「試験範囲の例示」はあくまで一例に過ぎない旨を注意書きとして記載すること。